

調査報告書

令和3年7月29日

宇治田原町重大事件等調査委員会

目 次

はじめに	1
第1部 実態把握と原因究明	1
第1 事件に至るまでの経過	1
第2 事件の概要	2
第3 Bの落札経過	3
第4 賄賂の授受	5
第5 Dによる告発と光嶋への措置	5
第6 光嶋が設計価格を漏洩した本件以前の4件の本町の入札について	6
第7 本件の原因についての考察	8
1 設計金額の漏洩が何故行われたか	8
2 競争入札制度の甚だしい軽視	9
3 町内業者に対する発注者の優越的地位	9
4 入札に関する苦情、告発に対する処理の甘さ	10
第2部 本町の建築工事入札の制度と運用	10
第1 業者登録	10
第2 契約の方法	10
第3 競争入札の地域要件について	11
第4 予定価格と最低制限価格、設計金額	12
第5 入札における町内業者との関係	13
1 町から業者への入札への参加要請	13
2 業者への見積依頼	13
3 入札前の工事依頼について	14
4 「歩切り」について	14

第3部	再発防止のための方策	14
第1	本件の重大性	14
第2	不正が生じ得るリスク要因の分析	16
第3	再発防止策の提言	19
1	入札資格者要件の抜本的見直し	19
2	法令遵守・職務倫理保持の職務執行体制の構築	21
3	事業者との適正な距離の確保	23
4	公正かつ適正な設計金額の設定の実施	24
5	回議書ファイルの取扱いの厳格化	26
6	予定価格の事前公表について	26
7	入札監視委員会等の設置	27
8	電子入札の導入及び入札業者からの誓約書の徴求	27
9	談合等入札不正行為に対し告発で臨む姿勢の必要性	28
10	その他入札の適正化に向けて	29

資料

- 1 宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例
- 2 委員名簿

はじめに

本委員会は、宇治田原町長から、「宇治田原町（以下単に「本町」という）職員が令和２年１２月８日に官製談合防止法違反で、１２月１９日に加重収賄の容疑で逮捕され、その後、起訴された事件」について、①上記事件発生に至る実態把握と原因究明に関すること、および、②事件の再発防止策の提言に関することを調査する旨、令和３年２月１９日に依頼を受けた。本委員会は、委員及び本町による関係者からの事情聴取、本町の入札制度と運用に関する資料査閲、町幹部職員からのヒアリング、刑事裁判公判等を踏まえて議論を行った。本委員会は、その内容に基づいて当該事件の実態把握と原因究明、再発予防のための方策をまとめたので以下のとおり報告する。

第１部 実態把握と原因究明

第１ 事件に至るまでの経過

光嶋隆（以下単に「光嶋」という）は平成２８年４月から本町健康福祉部長の職にあった。

平成２８年１１月頃、本町では一時保育の需要が激増したため健康児童課において町立保育所の敷地内に一時保育施設をあらたに建設することを決め（「本件工事」）、平成２９年１０月を目途に完成させる計画を立てた。

光嶋は、遠縁（又従兄弟）にあたり町内で建築業を営んでいるＡ工務店代表Ａ（以下単に「Ａ」という）に、「（平成２８年の）秋くらい、予算要求する前に、面積に坪単価をかけた数字を示してこれでいけるやろうか」と本件工事の金額について打診した。

本町は、平成２８年１２月、日匠設計との間で、同工事の設計図書作成及び設計金額（工事金額）見積の随意契約を結んだ。

光嶋は同年１２月、本件工事について３０００万円の予算要求をした。この金額は建築面積（約４０坪）に坪単価７０万円～８０万円をかけて算出したという。

日匠設計が平成29年1月、本町に中間的に提出した設計金額は税抜3560万円であった。光嶋は、要求している予算と比べて高かったので、「これぐらい（予算要求額）で収まるように努力してくれ」と同社に求めた。

第2 事件の概要

光嶋は、平成29年1月、Aに「これだけの予算とってんねんけど、やるか」と声をかけた。これに対しAは「俺やりたい」と答えた。

光嶋は、同年1月、Aに工事をやらせる前提で、秘密情報である日匠設計作成の本件工事の設計図面と金抜き設計書をAに渡した。その際、光嶋はAに「グレードとしてはこんな内容なんやけどいけるか」と再度確認した。そのときAは「まあまあいけるやろう。最終的な設計金額決まったら又教えてや、そのときにまたちゃんとするし」と言い、両者間で設計金額情報の漏洩と賄賂の合意が成立した。

Aが「また」ちゃんとすると言ったのは、本件の前にも、光嶋がAに設計金額を教え、その謝礼として光嶋が金員を受領した入札案件があったからである。

Aが「ちゃんとする」とした金銭は、直接的には設計金額の漏洩へのお礼だが、Aが本件工事を落札することが条件であるから、仕事をとれた場合の成功報酬の約束でもあると光嶋は述べている。

その後、Aは光嶋に「1回見てみたんやけどこれくらいになるわ」と工事金額の返事をしてきた。Aは「坪100万円すなわち3600万くらいでやれる」と光嶋に伝えた。光嶋は、「もうちょっと安いと考えていた。設計の方も考えてみるわ」と答えた。光嶋は、3000万円プラス500万円の予算増額要求を行い、同年2月5日、予算は3500万円となった。あわせて光嶋は、「予算とってしもてるさかいにもっと安くしてくれ」と日匠設計に設計金額の減額を要求した。

日匠設計からは3月31日に設計金額として税抜3371万3000円の

見積書が健康児童課に提出された。この金額の報告が健康児童課から上がってきたのを見て、光嶋はその設計金額で了承した。「これだと消費税込で3600万円を超えるが、落札率は90%前後が一般的なので予算内でいける」と判断したという。

光嶋がこの設計金額を実際に手控えにメモをしたのは起工伺が光嶋に上がってきたときであった。

光嶋は、その後Aに設計金額は3371万3000円であることを連絡した。

光嶋は、Aが3月になってから「B（本町内の建設業者、以下「B」という）がやりたい言うからBに代わった」と言ってきたので了承したと言う。「だれであろうと予算内で落としてくれたら良かった。」と光嶋は言う。一方、Aは3月ではなく1月にはBに本件工事の仕事を渡してすぐにこれを光嶋に連絡したという。いずれであっても、5月の本件工事の入札の前のやりとりである。

第3 Bの落札経過

- 1 Aは、Bに設計図面と金抜き設計書を渡して本件工事を「やらないか」と声をかけた際、光嶋へのお礼の約束があることもBに伝えた。Bは「やらせてもらうわ」と返事をした。

光嶋はAが工事を他に回す行動を容認していた。「良いか悪いか言われたらあかんのですよ」、しかし「Aの世界の中でやっている話」だから自分は関知しないと述べている。

- 2 そしてBは、さらに別の町内業者D（以下「D」という）に、同じ資料（設計図面と金抜き設計書）を渡して「やるか」と聞いた。しかし光嶋氏へのお礼の条件がついていることなどを知ったDは断った。結局Bが本件工事をするようになった。

- 3 同年5月の本件工事の入札は一般競争入札で行われたが、参加を町内業者

に限る地域要件が付されていた。この結果として参加可能業者は5者となった。入札執行に際し、Bは税抜2950万円で入札することとし、これを事前に町内業者C（以下「C」という）及びAに伝え、これらの者はそれ以上の金額で入札することに同意し、Dからは入札に参加しないとの返事があった。いつものように町内業者E（以下「E」という）とは談合の話はしなかった。

Bは同年5月19日、上記税抜2950万円で札を入れて本件工事を落札した。Eの入札金額は税抜4070万円だった。相当の開きがあった。

4 Bの入札金額が2950万円になった理由

刑事裁判の検察官の冒頭陳述では、Bは設計金額が3371万3000円であることを聞いてその9割弱であれば落札できると考えて3000万円での入札を考えたが、談合不参加業者を考慮して2950万円と決めたとする。Bはこの点につき、本委員会の事情聴取に対し、あいまいな説明をしたうえ、入札金額についてはBに対し「金額を落としてくれ」という要求が町（光嶋）からあったかもしれない。はっきりと覚えていないが、設計金額である3371万3000円の90%を切る金額でやってくれと値段交渉された可能性はあると述べた。すなわち「2950万円でやってくれ」という話が町（光嶋）からあった可能性を否定しない。Bいわく「2950万という数字は、きつい数字だった、下請け業者の金額を1，2割カットせざるをえなかった。粗利が200万円だった」という。AもBのこの入札額を聞いて「きつう落としてはるわ」と思ったという。

本委員会は、以下の理由から、Bに対して入札金額に関する光嶋の意向が伝わった結果、Bの入札金額が2950万円になったと推測する。

① Bは、2950万円とした根拠を明確に説明できない。

すなわち、上記のとおりBは本委員会の事情聴取に対し、あいまいな説明をしたうえ、町（光嶋）から値段交渉された可能性はあると述べている。

② 2950万円はBにとって、粗利が200万円しか残らない厳しい金額だった。

③ もともと、BはDがやったらいいと思っていた。したがって、Eと勝負して本件工事を取るために、採算がとれないような厳しい金額を入れるとは思えない。

実際、Bは、本委員会の事情聴取において、EがBより安い金額で入札し落札するのであれば、それはしかたがないということになったと思うと述べている。

④ 光嶋は、設計金額の設定の過程で日匠設計に大きく金額を下げさせている。低い工事金額の設定に対し光嶋の意向が強く反映している。

第4 賄賂の授受

光嶋は秘密事項である設計金額を業者に教示する不正行為をし、工事受注へのお礼の趣旨もこめて、同年10月3日頃、Bから20万円を受け取った。本件において20万円という謝礼は大きな金額とは思えないが、Bは、儲けがないなかで苦しい支出だったと述べている。

第5 Dによる告発と光嶋への措置

Dは、本件入札後の平成29年7月、町当局に対し、本件入札に関して光嶋において設計図書の漏洩と50万円授受の疑惑があると告発した。さらにDは、光嶋へのお礼以外に、（仕事を回してやる）中間マージンとしてAが金銭を要求していたと町に述べている。実際のところAは、本件の前に行われ本町が入札事務を支援した民間事業所の入札の件（本件と同じくAが光嶋から設計金額の情報を入手してBが落札した）では、落札者Bが出した50万円のうち40万円を光嶋に渡し、Aが中間マージンとして残り10万円を受領したことを認めている。

Dは本件入札の件を町長らにも直談判に行ったとされる。しかし町当局が

調べたものの光嶋ら関係者が否定したので、光嶋に対しては設計図書の漏洩ではなく、文書管理懈怠を理由にした文書注意（地方公務員法の定める懲戒処分には当たらない）で終わっている。

Bによれば、Dの上記告発以降は、設計金額の漏洩がなくなったとのことである。

第6 光嶋が設計価格を漏洩した本件以前の4件の本町の入札について

1 本件の刑事裁判で検察官が指摘した光嶋が設計価格金額をAに漏洩したとされる町実施の4件の入札について。

本件以前の4件の入札についても、光嶋からAへの設計価格の漏洩の事実があったことが認められる（本委員会に対しA、光嶋双方が認めた）。

本委員会が入札記録を確認したうえ光嶋とAからさらに経過を事情聴取した結果は以下のとおりである。なおC、D、町幹部ら関係者への事実確認までは行っていない。したがってAの供述部分については裏付けが取れていないことを附言しておく。

(1) 奥山田小学校解体

平成25年10月24日の1度目の入札は町内業者だけの指名競争により2回執行されたが、いずれも予定価格オーバーで不落となっている。Aは光嶋から聞いた設計金額より高い金額で入札している。最低入札金額はAではなくCであった。同年12月20日の再度公告入札は町外業者も入っての一般競争入札だが、1回目でAが最低金額で入札し落札している。

Aは、「この工事はもともとはCがやることになっていた。しかし、金額が合わず、Cは降りた。他のメンバーから「Aさんやったらどうや」と言われてやることになった」と述べる。

Aによると、「設計金額を聞いていても、このように設計金額以上で札をいれることはある。とても工事ができないような設計金額の場合は、適正な値段で入札する。業者間で話し合って町に反抗する場合もある。昔は建設工

事では金抜き設計書すらなかったが、町への陳情の結果、金抜き設計書がつくようになった。業者の町に対する改善運動のようなものだ。」という。

(2) 奥山田小学校改修

一般競争入札であるが、町内業者だけの3者入札で落札率99.69%でAが落札している。

Aは、1回目が不落になった段階で、町の担当者（入札執行者は光嶋であった。）から一番低い金額を入れた自分だけが別室に呼ばれ、「予算これだけしかないから、これでやってくれ」と言われたと述べる。「2回目は入札の形をとってはいるが、話はできている状態だった。落札率が高いのは、設計金額が分かったうえでの入札だから」と述べる。

(3) やすらぎ荘浴室工事

町内業者だけ6者指名されての指名競争入札。平成26年9月4日の1度目の入札は2回不落。Aも設計金額より高い金額で入札。最低金額はD。同年9月30日の再度公告入札でAが落札。

Aは、「もともとDが落札することになっていた工事だった。しかし、金額が合わないので、自分がやることになった。工務店でも工事の種類によって得意、不得意があるが、たまたま自分の得意分野の工事だったので、自分がやることになった。自分は新参者なので、他の業者が手を挙げているのに、自分がやりたいとは言えない。他の人がやらないので手をあげることができた。このときは、町との間で価格調整の話合いがあったわけではない。光嶋から設計金額を聞いていたので、落札率99.57%の金額で入札することができた」と述べる（Dは本町による事情聴取において、これまで談合に参加した事実はこの件を含めて一度もないと否定している。）。

なお、Aは、「設計金額を他の業者に教えたことは、本件以外にはない。基本的には他の業者に情報提供はしない。本件工事では、Bが光嶋さんに聞いてくれへんかと言ってきたので、教えた。」と述べている。

(4) 田原小学校屋上防水工事

町内業者 5 社が指名されての指名競争入札。落札率 96% で A が落札。E は最低制限価格未満で失格。

2 評価

光嶋による設計価格漏洩によって A が工事を落札ができたという因果関係はない。落札者が A になったのは別の要素が原因しているからである。

しかし落札率が高落札の入札の一部については、光嶋から設計価格の漏洩が A に対してあったから、A による高落札が可能であったことが認められる。

第 7 本件の原因についての考察

1 設計金額の漏洩が何故行われたか

(1) 業者が設計金額を入手したい目的

一般的には業者が設計金額（予定価格）を知りたい目的は、①不落にならない上限金額を知るため、②失格になる最低制限価格の概算額を予測計算するためであるといえる。すなわち不落や失格にならないストライクゾーンを知るためである。そしてもし業者の談合ができていれば設計金額がわかれば上限での高落札が可能となり業者にとって利益の最大化がはかれる。しかし宇治田原町では建築業者 5 社が参加しての完全な談合ができる環境にはないので、設計金額がわかっていてもその金額での落札は不確実である。実際の本町の入札金額の傾向を見ても、天井に張り付いたり、最低制限価格に張り付く状態ではない。例えば、談合不参加業者の E は、高い金額で入れたり、安い金額で入れたり、工事によって金額がバラバラである。マイペースな入札に見える。したがって他の業者が仮に談合しても、E に負ける可能性がある。したがって宇治田原町では設計金額の情報価値は確かに有用ではあるが、決定的な重要情報とはいえない。

(2) 光嶋が本件で設計金額を漏らした目的

光嶋は、本件では、設計会社の工事費見積に依存せず、光嶋主導で設計金額を決めている。また、入札前に、工事業者を確保するため、業者にその金額で工事が受注可能かどうか確かめている。すなわち光嶋主導で、工事業者を早い段階で確保しようとし、その過程で、業者に設計金額や設計図面を伝えたとみられる。本件でBは設計金額3371万3000円の87%である2950万円で落札しているが、これはほとんど儲けがない金額だったとBはいう。この金額でBが入札した理由については、光嶋からの意向でこの金額にした可能性があることは前記のとおりである。

本件は、設計金額の情報に高い価値があり、業者が職員に働きかけて設計金額を聞き出したという構図ではない。

2 競争入札制度の甚だしい軽視

光嶋にとっては、町の予算内で建築工事を請けてくれる業者の早期確保が最優先課題だった。そのために自分が親しくしているAに設計図書を渡し、設計金額も漏洩して同人に工事をやらせることにした。さらに光嶋は、AがBに本件工事を回すことも予算内で工事ができるならよいと容認していた。業者間の公正で透明な競争で公契約の相手方と適正金額を決めるためにある競争入札制度への甚だしい軽視が光嶋にあったことが本件の背景にある。

3 町内業者に対する発注者の優越的地位

光嶋は、今回、Bに対して2950万円という入札金額を押しつけている可能性を否定できないのは上記のとおりである。一般競争入札において、参加業者を町内に限る地域要件を入れることで町外業者との業者間競争を無くさせることは、その反面で町が町内業者を育成している、仕事を与えているという優越的地位が形成されていくことにつながる。この結果、工事によっては業者に無理な契約条件を要求したり、その優越意識が昂じて極端なケースではあるが、光嶋のように業者からのお礼の金銭を授受して恥じない意識が醸成されていく可能性がある。

4 入札に関する苦情、告発に対する処理の甘さ

本件入札執行後に、Dによる本件工事の入札での情報漏洩疑惑の告発があったため、町当局による調査がなされたが、光嶋に対する文書注意で終わった。入札に関して町に寄せられる苦情、告発は時に犯罪の告発にあたり、極めて重いものである。その取り扱い如何により本件のような事態に発展し、禍根を残すことになりかねない。官製談合防止法違反事実の重大性を認識するとともに、第三者を加えた事実究明と厳正な処分を行うシステム作りが必要である。

第2部 本町の建築工事入札の制度と運用

第1 業者登録

本町では一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録している業者であることを、指名競争入札における指名条件、一般競争入札における入札参加条件としている。町が用意した入札参加資格審査申請書にしたがって申請すれば形式的な審査だけでこの登録はされる。登録の可否について町に裁量権はない。名簿における建築一式の登録業者数は169者（内町内業者は4者）である（現年度）。

第2 契約の方法

1 一般競争入札

設計金額1000万円以上の工事を対象としている（宇治田原町建設工事入札等執行事務処理に係わる注意事項）。

本町では、「建設工事一般競争入札実施要綱」を定めている。ここでは「入札参加資格者名簿に登録している」こと以外に、町による「入札参加資格の確認」通知を得ることが入札参加条件とされている（第4条）。この確認を得るためには配置予定技術者調書、同種工事の施工実績調書、施工計画調書などの提出が義務づけられている。

2 指名競争入札

設計金額 1 0 0 0 万円未満の工事を対象としている。

3 随意契約

地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項の要件を満たす場合に限る。そのうち「競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき」の随意契約は、宇治田原町随意契約ガイドラインでは、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき、とされている。

第 3 競争入札の地域要件について

1 指名競争入札では町内に 5 年以上、本社または支店がある業者 5 者前後を指名する扱いがほとんどである。一般競争入札でも、ほとんどの入札で上記地域要件を参加資格としているので、建築一式工事における参加可能業者は 5 者前後となる。

2 平成 2 8 年から令和 2 年度の 2 5 0 万円以上の建築一式工事入札を検証した結果は以下のとおりである。

全 2 1 件のうち 1 4 件が指名競争で内 1 3 件につき町内業者が落札している。残り 7 件が一般競争であるが、内 4 件に町内業者に限るとの地域要件が入っている。一般競争で町内限定の地域要件のなかった 3 件のうち 1 件（平成 2 9 年湯屋谷茶工場）をみると、

平成 2 9 年 9 月 6 日の 1 度目の入札は、京都府内に本社がある地域要件がついている。

一般競争だが参加業者は 3 者のみ。内 2 者が町内業者、町外業者の参加は 1 者。1 回目入札は不落。2 回目入札では町外業者は辞退し、町内業者 2 者のみの入札。不落。結局、平成 2 9 年 9 月 2 5 日に町外業者も入れた指名競争入札を行い町内業者が 9 9 . 8 9 % の落札率で落としている。

本町によると一般競争入札を導入するようになったのが平成 1 9 年 6 月からで、当初から町内業者に限る地域要件を採用していたという。数千万円ぐ

らいまでの町内業者でもできる工事についてはこの地域要件を入れることが多いという。したがって本町では、指名競争はもとより、一般競争でも、町外業者を入れての競争入札は少ないと見られる。

3 5年以上という要件について

本町では、町内に5年以上本店又は支店があることを要件としている。

町によると、町内業者は経審点の点数が低い、京都府レベルでは最低ランクの工事しか取れない。そのハードルを下げ、町内業者保護のため5年以上という要件をつけている。

第4 予定価格と最低制限価格、設計金額

1 予定価格とは、設計金額を基に自治体が設定する落札の上限価格である。

最低制限価格とは自治体が設定する落札の下限価格である。本町の建設工事では設計金額130万円以上の場合に最低制限価格を設定する。最低制限価格は、予定価格の7/10から9/10の範囲で定めるものとされている。

設計金額とは、自治体が行う公共工事の見積額である。

最終決裁権者（500万円以上は町長）が、予定価格及び最低制限価格を決定し、これを記入した予定価格調書を作成する。予定価格及び最低制限価格は事後公表であり（町財務規則）、予定価格調書は入札執行まで厳重に保管される。

2 宇治田原町では、平成26年以来、設計金額を予定価格とする扱いである。

これは同年10月22日付の総務大臣、国土交通大臣通達「公共工事の入札及び適正化の推進について」により「設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、工事品確法第7条の規定に違反することから厳に行わないこと」を踏まえたものである。

3 上記のとおり予定価格は町長が決め、予定価格調書に書き、入札執行まで秘匿すると規則上はなっているが、予定価格は設計金額と同額であるから、

設計金額を記載した「工事起工及び契約伺」を決裁で回議する段階で、設計金額すなわち予定価格は決まっていることになる。

設計金額は工事の設計が完了した段階で事業担当課の関係職員が金額を把握する。すなわち幹部職員だけでなく現場職員が設計金額の情報を知りうるものであり、業者が設計金額の情報を知ろうとすれば、働きかけの対象となる町職員は相当数、存在すると考えられる。設計金額の情報ルートについて町内業者は、本委員会及び町による聴取において以下のように述べている。

- ・私もいろいろ情報が入ってくるので過去４回光嶋がAに設計金額を教示していたことはあると思う。
- ・設計金額の入手については他の業者も、光嶋氏に限らず何らかのパイプを持っているのではないか。

第５ 入札における町内業者との関係

１ 町から業者への入札への参加要請

本町は、一般競争入札においても指名競争と同じように、町内業者に対し入札へ参加するように求める傾向がある。その理由は参加業者が少なく競争性に疑問が生じたら、町外業者を入れざるを得なくなるからであるとする。しかしこれは落札する意欲のない町内業者が入札に参加することを町が認めることであり、競争入札であるにもかかわらず、実際には競争が真に行われていないこととなり問題である。

２ 業者への見積依頼

本町では、職員に建築の技術者がいないので、建築の設計金額の見積を町内の建築業者に依頼することが多い。ところがその業者も当該入札に参加できる。この場合、当然に設計金額＝予定価格がその業者には推知できる。これでは全業者に平等な、公正な競争入札ではないと考えられる。

しかしこれまで本町においては事前見積もりを一部の業者からとることについての問題性は意識されていなかったようである。

3 入札前の工事依頼について

本件では、入札の数ヶ月前の平成29年1月に、光嶋がAに本件工事をこの予算内でやるか、と声をかけている。しかし町によると、入札実施前に「やるか」と業者に声をかけたり、「これでできるか」と業者に尋ねることは本件以外ではない。工期や施工の時期に制約があり、二回目の入札はしたくないという思いはあるが、だからといって法律を破ってまで設計価格を教えることはないとの説明であった。

4 「歩切り」について

光嶋の行為を見ると、歩切り（適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為）が品確法の平成26年改正で違法となったために、設計価格の90%前後の金額で受注させる働きかけが業者になされていた可能性がある。しかし町によると、宇治田原町の設計金額が特に低いという認識はないとのことである。

第3部 再発防止のための方策

第1 本件の重大性

第3部は、「第1部 実態把握と原因究明」、「第2部 本町の建築工事入札の制度と運用」を踏まえて、町に「再発予防のための方策」を提言するものであるが、まず改めて本件の「重大性」を確認しておく。

本件で、元幹部職員が起訴、有罪判決を受けたのは、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下、「官製談合防止法」という）第8条違反（①事件）および刑法第197条の3第2項の加重収賄の罪（②事件）についてであった。

① 事件について、官製談合防止法第8条は、「職員が、……入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、……事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること……により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったとき」と「入札等の公正を害す」

ることを処罰根拠としている¹。かつて、談合等入札不正行為それ自体は処罰対象と考えられず、入札不正に付随する収賄摘発のいわゆる「入り口」事件として扱う傾向が強かったと言われている²。しかし、近年、収賄が認められない前者の事件について懲役刑を科す裁判例が現れており、特に職員に私利私欲がなく、金銭の授受を伴わなくても前者の罪だけで有罪とされており、談合等入札不正行為の犯罪の違法性・重大性に関する司法の評価が変化してきていることを踏まえる必要がある³。

- ② 事件は、刑法に罪名がある罪であり、処罰根拠については、「公務員の職務の公正とこれに対する社会一般の信頼」（最大判平成 7・2・22 刑集 49・2・1）を重視する信頼保護を強調する考え方が一般的とされている。

従来、犯罪について、行政犯と刑事犯の区別が行われ、刑事犯は、行為それ自体が法規をまたずに反道義性・反社会性を有するものであるのに対し、行政犯は、法規の定める行政上の命令・禁止に違反することにより初めて反道義性・反社会性を帯びるものである、とされてきた⁴。この区別では、②事件は、刑法に定めのある刑事犯であり、この罪で有罪とされたことの重大性は明白である一方、①事件は行政犯であり、後者に比べてその違法性・悪質性が刑事犯より軽くみられる傾向があったように思われる。しかし、この犯罪の重大性・悪質性に関する評価は上記の裁判例にみられるように近年大きく変化しており、本件の違法性・重大性は、刑事犯としての収賄があったということだけではなく、官製談合防止法の「入札等の公正を害す」る行為が行われた、という点に

¹ 有川博『官公庁契約法精義二〇一六』（全国官報販売協同組合、2016年）313頁。

² 楠茂樹『公共調達と競争政策の法的構造〔第2版〕』（上智大学出版、2017年）226頁。

³ 日本年金機構職員による情報漏洩事件では、業務の円滑な実施を目的とした契約企業に対する事前の内部情報の提供が入札談合等防止法違反で有罪とされ、罰金の略式命令が発せられた（日本経済新聞 2010/11/05 朝刊）。また、最決平成 29・2・9（TKC【文献番号】25545350）（第2審・札幌高判平成 28・10・4、第1審・旭川地判平成 28・6・29）では、町による約1億円の医療機器の購入に当たって、被告人が特定納品会社に落札させるように製造会社社員をして指示し、仕切り価格情報を操作して提供させ「公正な競争を害した」行為が有罪とされ、執行猶予付ながら懲役刑が確定した。

⁴ 参照、高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編『有斐閣 法律学小辞典 第5版』（有斐閣、2016年）。

も収賄とは独立した重大性・悪質性があることを確認し、この点にも留意して防止策が検討されなければならないことを認識する必要がある。

第2 不正が生じ得るリスク要因の分析

- 1 事実確認の結果を踏まえた再発防止策として、本町の入札制度の改革・改善に係る提言を行う。なお、入札制度の改革・改善に係る提言にあたっては、地方自治法の改正により令和2年度に導入された内部統制制度の趣旨（重大な不正の防止等）を踏まえた提言を行う。

令和2年度に導入された内部統制制度については、総務省から令和2年3月に「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表されている。ガイドラインは内部統制制度を導入・実施する際の参考となる指針を示すものであり、本提言においても本ガイドラインの考え方を一部参考とした。具体的には、本件においては入札業務において不正が発生しうるリスクを検討したうえで、対応策を検討した。

ただし、内部統制制度の導入は都道府県及び指定都市については改正後の地方自治法により義務化がされている（地方自治法第150条第1項）が、その他の市町村については努力義務とされている（地方自治法第150条第2項）。本町においては、この内部統制制度を本格的に制度として全て適用する必要までは認められないが、内部統制制度の考え方は不正が生じうるリスクとなる点とその対応策を個別に検討するという検討自体は有用であるため、内部統制制度の趣旨を踏まえた対応が必要である。

【地方自治法第 150 条第 1 項及び第 2 項】

第 1 項 都道府県知事及び第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

第 2 項 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

2 入札業務において不正が発生しうるリスクと対応策（業務レベルのリスク対応表）

（1）入札参加業者が十分に確保できず、競争性が確保できない、又は、入札が不成立となるリスクと対応策

本件の重大事件が発生した原因を検討すると、入札が不成立となることを避けたいという意向が光嶋ひいては本町に大きく存在したことが指摘される。

リスク	対応策	提言
参加者数が不十分となり、競争性が保てない、又は、入札が不成立となるリスク	入札参加要件の緩和	下記「第３の１」
予定価格以下での入札がなく、入札が不成立となるリスク	適正な予定価格の設定	下記「第３の４」

（２）設計金額等が不適切に流出するリスクと対応策

本件では、入札不正が設計金額の不適切な流出によって生じており、このような機密情報が不適切に流出することに対する手立てが必要である。

リスク	対応策	提言
設計金額等が不適切に流出するリスク	法令遵守、職務倫理保持の職務執行体制の構築	下記「第３の２」
	事業者との適正な距離の確保	下記「第３の３」
	業者から要求を受けた場合の記録化に係る規則整備	下記「第３の３」
	積算委託業者と入札業者の分離	下記「第３の４」
	回議書ファイルの取り扱いの厳格化	下記「第３の５」
	入札執行状況のモニタリング	下記「第３の７」
	犯罪が疑われる場合の関係諸機関への告発	下記「第３の９」

（３）入札参加業者が入札内容の調整を行うリスクと対応策

本件に限らず、一部の町内業者間では入札談合が常態化していた状況も認められた。町内業者は少数に限られており、業者間が入札内容の連絡・調整を行うことが比較的容易に行うことができる。

リスク	対応策	提言
入札参加業者が入札内容の調整を行うリスク	電子入札の導入	下記「第3の8」
	誓約書の提出	下記「第3の8」
	犯罪が疑われる場合の関係諸機関への告発	下記「第3の9」

第3 再発防止策の提言

1 入札資格者要件の抜本的見直し

(1) 問題点（過度な地域要件による競争的環境の欠如）

入札制度の目的は、競争による公正な調達価格と契約相手方の決定であり、公正な競争が保障されない入札手続の結果決定される価格は公正でないことになる。もっとも、公共調達の手続として行われる入札に、競争の保障以外の社会政策的目的を担わせることは一定の範囲で許容されている。例えば、地域企業振興、地域経済、中小企業、雇用確保等である。地方自治法施行令第167条の5の2は、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」と地域要件を必要な資格として定めることを許容している。しかし、その本来の趣旨は、事業者に関する的確に情報を入手しうる地域に事業所を有するものに限って入札参加を認めることに合理性が認められる場合もあったためとされ、そのような状況は情報の収集と利活用によって次第に解消されてきた、と考えられている⁵。

このようななか入札制度による付随的政策目的が許容される場合としては、地域振興を目的とする国の交付金により町の事業を実施する場合などのよう

⁵ 有川・前掲書 339 頁。

に、事業自体が地域振興を目的としているような場合が想定される。そのような場合以外で地域要件を課す場合には、その趣旨が合理的であるとともに明確にされるべきであり、競争の保障という要請との関係で政策目的達成のために最小限にとどめる必要がある。付带的政策目的の追及は、それが反競争的にならない限りで許容されると考えられる⁶。

本町の従来の入札制度の運用においては、多くの場合に、町内に本社があり、かつ、本町内において5年以上の事業実績があることを要件とする地域要件を課したり、入札業者を一定の条件に基づいて指名して行われてきた。その目的は、災害発生時などの緊急対応のため健全な技術力のある町内業者を育成するためとのことである。しかし、上記のような地域要件が課されると、本町の建築工事の入札に参加可能な業者は5者前後となる。実際、本件工事でも上記地域要件が課され参加業者は4者に止まっている。本町においてはこのような応札の状況は相当数あり、十分な競争が行われているとはいいがたい⁷。さらに、業者への聞き取りなどに基づく、一般競争入札においても、入札参加可能業者数が少ないため、町から入札への参加を求められ、入札参加を回避することが難しいとの声もある。そのため、入札参加意向が低い案件については、落札を目指さず形式的に入札することになるという。そのため、さらに競争性の欠如に拍車がかかっている。

競争による価格の決定には、一定数以上の業者の参加を必要とすると一般に考えられており、この観点から地域要件、指名入札の際の条件の抜本的見直しが不可欠であると思われる。

(2) 当委員会からの提言

ア 下記2(2)で述べる入札制度運営の指針において、付带的な政策目的を公共調達によって達成するために地域要件を課したり入札者を指名する

⁶ 楠・前掲書 135 頁、有川・前掲書 339 頁。

⁷ 全国知事会「都道府県の公共調達改革に関する指針」(2006 年 12 月 18 日)は、「地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性を確保を〔原文ママ〕図る必要がある」とするが「公正な競争が確保できるよう、応札可能者は二〇～三〇者以上を原則とする」としている。

場合には、その目的との関係で最小限の要件や条件を定めることを原則とすることを明らかにしておくべきである。

イ 一般競争入札および設計金額が相対的に高い指名競争入札については、町内業者に加えて、例えば京都府南部地域に本店、営業所を持つ業者が入札参加可能な制度設計、制度の運用をするなど、公正な競争が確保できる運用が望まれる。

ウ いわゆる「町内業者」を増やすために、新規参入の際の要件の緩和などについても検討することが望まれる。

大山崎町の例：3年要件。また町外業者であっても、過去5年間に通算3年以上登録があり、新規に町内に支店・営業所を開設した者は新規業者とはしない⁸。

2 法令遵守・職務倫理保持の職務執行体制の構築

(1) 問題点（法令遵守に対する意識の希薄さ）

本件では、保育所の建設を進める上で、待機児童を出さないという大義名分が、本事案の担当者にとっては法令遵守に優越したとも考えられる。当該案件を早期に進めることが町及び町民にとっての利益に資するという思いから、不落を防止するための情報漏洩、業者との事前調整は、ある意味、必要悪であると当事者は考えたものと推察される。

しかし、言うまでもなく職員の法令遵守は地方公務員としての当然の義務であり（地方公務員法第32条）、その重要性についての認識を全職員が高める必要がある。併せて、職員の職務に係わって保持すべき倫理原則を明らかにし、その保持の重要性の認識も全職員に徹底する必要がある⁹。入札業務に関して言えば、入札における公正な競争を阻害することによる悪影響（結果的に技術力のある地元業者の育成を阻害し、中長期的に見た場合、町に対

⁸ 参照、大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準（平成31年4月）

⁹ 参照、長岡京市における法令遵守の推進に関する条例、国家公務員倫理法。

して不利益が生じるなど）を踏まえて、公正な入札制度の堅持の意義を再度認識する必要がある。本調査委員会が実施した“「不正行為事案」に係るアンケート調査（以下、単に「アンケート調査」とする）”に依れば、官製談合防止法の主旨を知っていると回答した職員が、122 名中 73 名（59.8%）に留まっており、公正な入札制度堅持の重要性を全職員に周知徹底する必要がある。

（2）当委員会からの提言

職員の法令遵守と職務に係わる倫理保持の義務を定める条例を制定して明らかにするとともに、職員によるそれらの遵守及び保持を監視する組織体制を整える必要がある¹⁰。

入札業務に関しては、官製談合防止法において、「公正な競争を害す」ることが処罰の根拠とされていること、地方自治法を含む会計諸法令における公共調達における競争を保障する手段として入札制度が位置づけられていることを全職員が銘記し、そのように実施されていることを確認できるように、入札の目的である競争による価格決定を保障するため入札制度運用の指針を定め、公表しておくことが必要であると思われる。併せて、指針に沿った運営を監視し、入札制度運用の指針自体を見直す組織を設ける必要がある。

また、現状では職員に対する倫理研修や入札不正等に関する研修は入庁時や府の研修会への派遣がある機会に実施されるのであって、定期的には、全職員が不正を発生させないという意識を維持・向上するための研修が実施されていない。少なくとも年 1 回、倫理研修等を実施し、全職員が不正を発生させないという意識を維持・向上することが必要である。研修会では例えば、規則違反があった場合や不正が発生した場合の影響などを周知徹底する必要がある。職員研修は極力ワークショップ形式やディスカッション形式などをとって、講義方式だけで内容を形骸化させないこと、さらに、職員倫理の内容について各職員が理解したことについて署名書を入手することなどが有用

¹⁰ 参照、総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（2019 年）。

である。

3 事業者との適正な距離の確保

(1) 問題点（職員と業者との距離感の近さ）

本町の建築一式工事の分野においては、入札参加可能な町内業者は5者前後であり、本町の人口規模からみても小規模な自治体である。公共調達に際しては、本町のように町内の事業者数が少なく、町職員との距離が近い環境においては、事業者と担当職員との間に住民の眼から見て癒着とともられる親密な関係が形成され、入札をはじめとする契約の手續の不公正が疑われやすい。「アンケート調査」に依れば、122名の回答者の中で37名（30.3%）が個人所有の携帯にて業者と連絡を取り合っており業者との距離感の近さの一つの証左ともなり得る。

また、本町の町内業者は町から入札への参加を求められ、業務の受注意欲が低い場合でも入札に参加せざるを得ない場合があるが、その場合、積算などの手間が忌避される可能性が考えられる。このため、設計金額あるいは関連する情報の入手を意図して、町職員に接触することも想定されうる。「アンケート調査」に依れば、業者から入札情報（予定価格、最低制限価格等）の問合せを受けたことのある職員が、122名の回答者の中で22名（18.0%）、他の職員が業者より問合せを受けたことを見聞きしたことのある職員も13名（10.7%）おり、業者の町職員への接触は相当程度あったものと言わざるを得ない。

町職員側から見れば、限られた財源の下でもできる限り円滑に業務を執行していきたいとの希望をもち、入札が不落とならないように、業者にある種の働きかけを行う可能性も考えられる（本事案も、このケースに該当するといえる。）。「アンケート調査」に依れば、「仕事をスムーズに進めるため」

「技術力の高い業者への期待」などの理由から特定の業者が受注することを期待する職員が、122名の回答者の中で59名（48.4%）に上っており、町職員側からも業者への働きかけが行われる素地ともなっている。

(2) 当委員会からの提言

公共工事の発注等については事業者との交渉等について一定の職務経験が必要とも考えられるが、公共調達にかかわる業務を特定の職員が長期にわたって継続的に担当させることのないようにするなど、事業者と担当職員との間に一定の距離を保つ職務体制上の方策を講じ、組織的に点検する体制を整備する必要がある。

また、秘匿すべき情報が漏洩しやすくなる環境は、特定の職員が単独で業者と接触する状況であろうと想定される。単独での業者との接触を極力排除するため、発注案件ごとに正副など複数の担当者を配置し、相互チェックが働くように工夫し、打合せ等は庁舎内を基本とし、複数の担当者出席の下で実施すること、電話に依る連絡も庁舎内の公用電話などの受発信を原則とすること、メールについても関連の担当者に同報する形での受発信を基本とするなどを明確に規則化することが必要である。これは、決裁（内部統制）の上位にある職員であっても同様であり、複数名による対応、開かれた場での対応を徹底すべきである。

職員が業者から何らかの働きかけを受けた場合は、個人ではなく、組織として対応することが有用であり、業者から不適切な要求を受けた場合には、記録化することを明確に規則化することが必要である。

あわせて、公正な入札制度を堅持していくことの意義を鑑み、町職員に対する業者との接し方等を含む、入札の運用に関わる研修などの機会を設けていくことも望まれる。

4 公正かつ適正な設計金額の設定の実施

(1) 問題点（設計金額設定手続の公正さ、適正さへの疑問）

本町には建築を専門とする技術職員が在籍していないこともあり、設計金額の積算は民間業者に依頼している。このため、積算を担当した業者は入札上重要な情報である設計金額を知りうる立場にある。加えて、当該案件の入

札の際、積算を担当した業者も参加できるため、公正な競争の観点から問題があるといえる。

また、本事案固有の問題かもしれないが、設計金額の積算の前に予算制約が設定されている場合、積算担当業者に設計金額の調整を依頼し、結果、実質的に歩切が行われることと等しい状況が生じている。このことは、建物の仕様比して、設計金額が低廉に抑えられる状況を招き、公正な形での入札を行った場合、不落となる可能性も十分に想定される。

(2) 当委員会からの提言

町への聞き取りなどでは、民間業者に設計金額の積算を依頼する場合は、複数者に依頼しているとの話であったが、この点を徹底し、入札参加予定者を特定できる場合は、全員から見積を徴取し公平性を担保することも検討対象に含めるべきである。理想の姿としては、設計金額の積算を担当した業者は、当該案件の入札の参加資格を持たないとするような制度・運用の変更が望まれる。

予算制約ありきで設計金額の積算を依頼する場面において、仮に設計金額が予算を大きく上回る状況が生じた場合は、町担当者の方で仕様の見直しなどを行い、仕様と設計金額のバランスが概ね保たれるように、設計を固めていくことが重要かと思われる。

また、建築を専門とする技術職員を採用し、配置した専門部署・係を新たに設置し、当該部署・係が本町の工事を一元管理・発注することも検討されたい。工事の一元管理・発注によって、情報漏洩の防止や設計積算の均一化、計画的な執行管理等が図られ、本町の組織力を高めつつ、入札に係る職員へのプレッシャーを低減することができると考えられる。なお、上記専門部署・係の設置に至るまでの期間においては、市町村が行う公共建築の発注・設計業務等を支援する機関（例えば、一般財団法人 京都技術サポートセンター）を活用することも検討されたい。

5 回議書ファイルの取扱いの厳格化

(1) 問題点（回議書ファイルの取扱いの杜撰さ）

工事起工伺や執行伺の起案については、設計書が添付されるため、特に工事起工伺や執行伺の起案の厳重な管理が重要となる。しかし、本町では、回議書をフラットファイルに入れ、そのファイルを次の決裁担当者の机の上に置いておく運用がなされており、他の職員が見ることができる状態となっていた。本件重大事件は決裁担当者自身による漏洩であり、回議書ファイルの杜撰な取扱いが漏洩の原因となったものではないが、機密情報であることを意識付けるためにも、取扱いを厳格化すべきである。「アンケート調査」に依れば、入札前情報（予定価格等）は設計者以外に漏洩することのないよう管理されていると回答した職員が、122 名中 54 名（44.3%）に留まっている。加えて、職場全体として、非公表の情報を管理している意識があったと回答した職員も、122 名中 67 名（54.9%）に留まっており、機密情報の管理に対する意識づけの強化が望まれる。

(2) 当委員会からの提言

回議時においてはセキュリティバッグを利用して当該書類の機密性の明確化と決裁者以外が見られないようにすること、フラットファイルで持ち回り、次の決裁者に手渡し管理責任を引き継ぐ、鍵の掛かるロッカーに入札終了まで各課単位で保管するなど回議書ファイルの取り扱いの厳格化が必要である。

6 予定価格の事前公表について

予定価格の事前公表についていくつかの地方公共団体では入札価格の事前公表が行われている。しかし一般に予定価格を事前公表することは予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりする可能性があること、事業者の見積努力が損なわれること、談合が一層容易になる可能性があることから、競争上好ましくないとされている（2006年（平成18年）5月23日の政府の入札適正化指針）。かかる観点から、予定価格の事前公表は

避けるべきである。もとより事前公表は、業者が入札予定価格を自治体の発注担当者に不正に接触して聞き出そうとする等、不正のもとになる事象を防止することを主な狙いとしているが、本来このような不正な接触に対しては別途対策を講ずることに対応すべきである。本件についての設計価格の漏洩は、業者からの働きかけではなく、発注者側が主導して行われたことは前記のとおりであり、予定価格の事前公表は、再発防止策としても適当ではない。

7 入札監視委員会等の設置

(1) 問題点（入札のモニタリング機能の欠如）

本町においては、いわゆる入札監視委員会が設置されておらず、入札過程及び結果のモニタリング機能が欠如している。このことが、情報漏洩や談合などを招く一因となっている可能性を否定できない。

(2) 当委員会からの提言

入札に関わる不正に防止的に対応するとともに、仮に不正が発生した場合にそれを適時に発見するため、入札監視の機能の導入を検討する必要がある。例えば、入札監視委員会の設置や、監査委員との連携による入札不正に対応した監査手続の強化などを検討すべきである。

また、不適切な事案の可能性について、外部からの相談・通報窓口を設置するとともに、相談・通報を受けた場合に適切な調査権限を有する者が十分な調査を行えるように調査体制をあらかじめ明確化しておくなど組織的なコンプライアンス遵守体制を構築する必要がある。

8 電子入札の導入及び入札業者からの誓約書の徴求

(1) 問題点（一部の入札業者による談合）

本件重大事件を調査する過程で、一部の町内業者間で入札談合が常態化していたことが判明した。本件重大事件と直接の因果関係はなく、また、談合

不参加業者も存在することから完全な談合が成立していたものではないが、公正な競争による価格の決定を害する重大な行為であるため、談合の抑止の方策についても提言を行う。

(2) 当委員会からの提言

現状では電子入札が一定の規模の工事では導入されておらず、多くの場合、業者は町役場に設けられる入札会場において対面で入札が行われている。この状況では入札参加業者間で調整を行う機会が多くなる。そこで、事前の調整までは完全に阻止できるとは限らないものの、電子入札を全面導入して、入札参加者が相互に分からない仕組みを作っていくことが重要である。なお、電子入札の本格導入までの当面は、試行期間を置いて、郵送での紙入札を実施するなどの対応が必要である。

また、入札参加業者においても入札不正を行わないこと、入札不正を行った場合の影響を周知徹底することが重要であり、その確認結果として業者から入札不正を行わないことの誓約書を入手することが必要である。誓約書の入手に際しては、他の業者等において入札不正のおそれがある場合の相談・通報窓口を各業者に対してあわせて周知することが有用である。

9 談合等入札不正行為に対し告発で臨む姿勢の必要性

本件は、本町の幹部職員が入札前に設計価格や設計図面を業者に漏らし、これを受けて各業者が談合して落札予定者を決定し、もって公の入札を形骸化させた事件である。職員の行為は、官製談合防止法第8条の犯罪（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）に該当し、業者の行為については刑法第96条の6の2項の談合罪が問題となる（3年以下の懲役、又は250万円以下の罰金）。

本件の再発防止のために、本町として上記の各対策を講じることが必要であるが、最終的な抑止策としては、厳しいペナルティを用意しておく以外にはないと考える。冒頭に述べたとおり、談合等入札不正行為の犯罪に対する司法の

対応は近年厳しさを増しており社会の見る目は厳しい。談合等入札不正行為の嫌疑が生じた場合には、町において必要な調査をしたうえ、地方公務員に課された司法機関に対する告発義務（刑事訴訟法第239条 官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない）を行使する姿勢を明確にしておくことが肝要である。

また「国や地方公共団体が行う公共工事や物品購入などの入札に際し、入札に参加した各業者が、受注予定者や受注価格を決める行為（談合）は、独占禁止法上のカルテルに該当する」（最高裁平成12年9月25日決定。水道メーター談合事件）のであるから、公正取引委員会への事実報告、措置請求の制度（独占禁止法第45条）の活用も検討すべきである（不当な取引制限（カルテル）を行った者は、同法による行政処分を受けるとともに5年以下の懲役又は500万円以下の罰金の対象となる）

10 その他入札の適正化に向けて

本町における過去の入札執行状況を見ると、落札率が99%を超えるものが散見された。この点、落札率となった案件の一部について、当該入札の2回目が不落となった後に当該入札参加者全員の同意のもと、2回目の入札において最低価格を入れた事業者と本町が個別に価格交渉を行い、価格交渉後の金額をもって2回目の入札額と差し替える実務慣行が行われていた。

この実務慣行は、実態は随意契約と変わらないものの、形式的には入札という形をとって契約が行われているものである。仮に本報告書で提言したような入札監視委員会など入札執行状況の監視機能を導入する場合には、このような価格交渉が行われた結果、落札率が99%を超える案件については監視対象になり得るが、このような実務慣行によるものであって入札監視の機能を妨げる要因となることが懸念される。

2回の入札不調は、宇治田原町随意契約ガイドラインで定められている「競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき」に該当し、随意契約を行うに足る

理由となる。そのため、2回目の入札の金額差し替えという形をとらず、実態に即して随意契約を行う、もしくは再度入札を行うなど適正な入札・契約手続の運用へ改められたい。

以 上

○宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例

令和3年1月8日
条例第1号

(趣旨)

第1条 宇治田原町職員の法令違反等の不正行為などによって生じた重大な事件又は事故(以下「重大事件等」という。)の再発防止を図るため、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、第三者による宇治田原町重大事件等調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、次の事項について、中立公正な立場で独立して調査する。

- (1) 重大事件等の実態把握と原因究明に関すること
- (2) 重大事件等の再発防止策等の提言に関すること
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他当該重大事件等に関して専門的な知識又は経験を有する者

3 委員の任期は、その委嘱の日から当該重大事件等に係る調査が終了するまでの期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、調査委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査のため必要があるときは、関係人その他委員以外の者に対して、会議への出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 調査委員会の職務に従事したときは、委員に対し、1時間当たり10,000円以内で町長が定める額を支給する。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年7月29日

宇治田原町重大事件等調査委員会委員名簿

委員長	アボ ヨシヒロ	弁護士	都大路法律事務所 所長
	安保 嘉博		
委員長 職務代理者	オタ ナオキ	大学教授	龍谷大学 政策学部 教授
	大田 直史		
委員	ウノ ノブヒロ	大学教授	京都大学大学院 工学研究科 教授
	宇野 伸宏		
委員	ハセガワ ヒロアキ	弁護士	都大路法律事務所
	長谷川 博啓		
委員	ヨコタ シンイチ	公認会計士 税理士	横田慎一公認会計士事務所・ 税理士事務所 所長
	横田 慎一		

(敬称略)